

新座市地域防災計画

主な修正内容（事務局案）概要

1

- 1 非常体制の見直し
- 2 防災基本計画との整合を踏まえた修正
- 3 埼玉県地域防災計画との整合を踏まえた修正
- 4 令和6年能登半島地震を踏まえた修正
- 5 その他所要の修正

非常体制の見直し

平時における各所属は、災害発生の際には、災害対策本部（23班）として、地域防災計画に定めた業務を本来業務として担うことになる。

令和7年4月1日時点での組織機構や令和5年度の「新座市災害時活動マニュアル」の見直し時に実施した各活動班との意見交換等を踏まえ、班ごとの職員数や役割分担を整理し、地震・風水時の非常体制を見直す。

防災基本計画との整合を踏まえた修正

令和5年及び6年5月に、中央防災会議（会長：内閣総理大臣）が作成する防災基本計画の修正を踏まえ、市地域防災計画を修正する。

ア 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

イ 個別避難計画の実行性確保

ウ 防災DX（デジタル技術の活用）

エ 災害ボランティアセンターの設置予定場所や役割分担の明確化

など

防災基本計画との整合を踏まえた修正

- ア 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援
→在宅避難者支援のための拠点を設ける旨の記載を行う。
- イ 個別避難計画の実行性確保
→避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を記載する。
- ウ 防災DX（デジタル技術の活用）
→被災者台帳やその他防災全般に、デジタル技術を活用していく旨を記載する。
- エ 災害ボランティアセンターの設置予定場所や役割分担の明確化
→ボランティアセンターの設置予定場所を記載するとともに、ボランティアにおける市及び社会福祉協議会の役割を記載する。

埼玉県地域防災計画との整合を踏まえた修正

令和5年及び6年3月に、埼玉県地域防災計画（会長：埼玉県知事）の修正を踏まえ、市地域防災計画を修正する。

ア 安否不明者の氏名等公表による救助活動
の効率化・円滑化

イ 避難所の運営主体の明確化

ウ 防災会議委員の女性割合推進

エ 盛土による災害防止に向けた対応

など

埼玉県地域防災計画との整合を踏まえた修正⁶

- ア 安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化
→市の安否不明者の氏名等の公表方針を定めることについて、県が作成した公表方針に従う旨を記載する。
- イ 避難所の運営主体の明確化
→発災当初、避難所の運営主体は市であることを計画内に明記する。
- ウ 防災会議委員の女性割合推進
→防災会議委員の女性割合を拡大し、女性の意見を積極的に防災に取り入れていく点を記載する
- エ 盛土による災害防止に向けた対応
→安全の確保に向けた対策の推進について記載する。

令和6年能登半島地震を踏まえた修正

令和6年1月1日に発生した能登半島地震による災害対応での**好事例や教訓等**を市地域防災計画に反映する。

ア 避難所運営

- (1) パーティションや簡易ベッド等の避難所開設当初からの設置
- (2) 避難所における生活用水の確保

イ 自治体支援

- (1) 派遣職員が現地で自活できる資機材や装備品の充実
- (2) 派遣職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース等のリスト化

など

令和6年能登半島地震を踏まえた修正

ア 避難所運営

- (1) パーティションや簡易ベッド等の避難所開設当初からの設置
→避難所の標準備蓄にするよう記載する。
- (2) 避難所における生活用水の確保
→応援協定や施設との事前調整について記載する。

イ 自治体支援

- (1) 派遣職員が現地で自活できる資機材や装備品の充実
→平時から本市の災害対応で使用する資機材や装備品だけでなく、派遣職員が利用することを想定した準備を行う旨を記載する。
- (2) 派遣職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース等のリスト化
→派遣職員の宿泊場所の確保が困難な場合を想定し、あらかじめリスト化する旨を記載する。

その他所要の修正

前回の修正（令和5年3月）から一定期間が経過し、その間に**本市で発生した災害や課題等を整理し、必要事項を修正する。**

- ア 集中豪雨（ゲリラ豪雨）の対策や対応
- イ 緊急輸送道路の見直し
- ウ 備蓄品の目標数値の見直しや明確化
- エ 災害履歴の更新
- オ 避難所における収容可能人数の見直し
- カ 各資料等の時点更新

など